

# 意に反する公知(意匠法第4条第1項) に関する審判決例について

特許庁 審査第一部 意匠課 法務調査員

弁護士 井上 聡大

## 1. はじめに

令和4年度開催の意匠制度小委員会及び令和5年8月30日開催の第22回意匠審査基準ワーキンググループでの議論に関連した要望をふまえて、令和5年12月、「意匠審査基準」の適用を検討する際の参考資料として審査官や制度ユーザーに提供する参考審判決例集である「意匠審査便覧付属書A」に、新たに「意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件」に関する審判決例が掲載されました。

本記事では、上記付属書Aや裁判所の裁判例検索、J-PlatPatへのアクセスの一助となればという思いか

ら、筆者が調査した意匠法第4条第1項の適用に関して参考となる審判決例を、意匠事案だけでなく特許事案と実用新案事案も含めて採り上げて紹介文的にまとめました。

なお、本記事では原文等の引用については最小限とし、審判決例の事件番号を記載するとともに、必要に応じて、意匠審査基準や上記付属書Aの該当箇所に関する情報も記載しています。

また、本記事の記載は、本誌発行時点における内容になりますので、その点につきましてはご注意ください。

【22-1】-1	
意匠審査基準の該当箇所	第III部第3章6.1
参考審判決分類	22-1 意匠登録を受ける権利を有する者、意匠登録を受ける権利の譲渡（意匠登録を受ける権利の譲渡後の創作者による公開）について
1. 書誌的事項	
事件	大阪高判平成6年5月27日（平成5年(ホ)2339号） 「クランプ」（意匠）
出典	裁判所ウェブサイト <a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/013876_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/013876_hanrei.pdf</a>
2. 審判決一部抜粋（下欄は本付属書の作成にあり付加したもの）	
<p>「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示しないし示唆したこととされる命令者はこれに含まれないものと解される。証拠（甲七、八の1～3、証人【B】）によれば、被控訴人は、各種機械工具の輸入・販売を業とする会社であり、昭和四三年ころからベッセイ社が製造する各種締付工具の輸入及び日本国内での販売を独占的に継続していること、【B】は被控訴人の営業担当者であり、ベッセイ社の輸出担当者である【C】が一九八五年（昭和六〇年）五月五日から一二日までの間、被控訴人との交渉のために日本を訪問した際、同人に鉄工用クランプの開発を依頼したこと、本件意匠を具体的な形態としてデザインしたのは【A】らベッセイ社側であり、【B】ら被控訴人社員が本件意匠の創作に関してベッセイ社と連絡を取ったり、アイデアを出し合ったりしていた形跡がないことが認められる。これによれば、【B】は、ベッセイ社に、単に鉄工用クランプの開発という抽象的なアイデアを指示したことと認め</p>	

特許庁ホームページ 意匠審査便覧付属書A「意匠審査基準」参考審判決例集「意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件」掲載例

審判決の抜粋に補足付加し、各1～2頁にまとめられている。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou\\_binran/document/index/isyo-binran-fuzoku-a-02.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/document/index/isyo-binran-fuzoku-a-02.pdf)

